

「子どもの貧困対策推進計画」策定に向けた本町における

状況及び今後の取組について

1 東浦町の現状

(1) 東浦町遺児手当

東浦町遺児手当は、母子家庭の母、父子家庭の父、父または母が重度の心身障害の状態にある家庭等で、18歳以下の子ども（障害のある子どもの場合は20歳未満）を育てている方に支給される手当です。

【東浦町遺児手当の受給世帯数の状況】（3月末日時点）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
東浦町遺児手当	386	384	374	359	342

※3月末時点マスタ

(2) 母子家庭等医療費助成

また、母子家庭等医療費助成は、母子家庭の母、父子家庭の父で、18歳以下の子どもを育てている方と子どもが医療にかかった場合に、医療費を支給します。

【母子家庭等医療費助成の受給世帯数の状況】（3月末日時点）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
母子家庭等医療	810	813	756	770	711

※平成26、28年度 主要施策の成果に関する説明書及び基金の運用の状況

(3) 生活保護

生活保護は、生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とした制度です。

【生活保護世帯数の状況】（4月1日時点）

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
東浦町	保護世帯数	116	112	109	121	123
	うち母子世帯	2	1	1	2	1

※平成28年度 ひがしうらのすがた

(4) 就学援助

経済的な理由によって就学が困難であると認められる学齢児童生徒の保護者に対して必要な支援を行います。

【要保護者の認定者数】（3月末日時点）

* 要保護者…生活保護法第6条第2項に規定する要保護者

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
小学校	2	3	3	3	1
中学校	2	3	2	2	1
合計	4	6	5	5	2

※平成28年度 ひがしうらのすがた

【準要保護の認定者数】（3月末日時点）

* 準要保護者…市町村教育委員会が生活保護法第6条2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者（認定基準は各市町村が規定）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
小学校	261	282	274	283	302
中学校	177	185	175	179	171
合計	438	467	449	462	473

※平成28年度 ひがしうらのすがた

2 アンケート調査の実施

(1) アンケート調査の実施目的

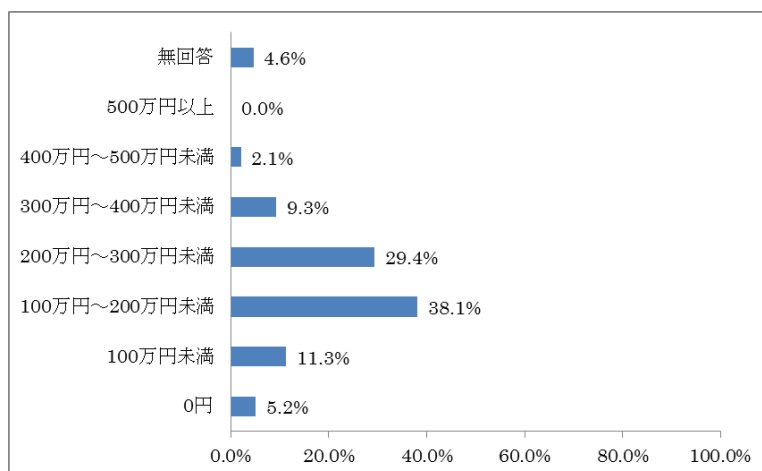
東浦町のひとり親家庭等の生活実態及び意見・要望を把握し、子どもの貧困対策計画策定や施策推進の基礎資料とするために実施しました。

(2) アンケート調査の実施概要

調査名	調査期間	調査対象者	調査方法	回収数 (回収率)
①ひとり親家庭等 アンケート調査	平成28年8月1 日（月）から 平成28年8月31 日（水）まで	平成28年7月末現在、東 浦町遺児手当受給資格者 335名	ひとり親等手当 現況届提出の通 知に同封し、対象 者にアンケート 用紙を郵送。現況 届提出書類とし て窓口にて回収。	207 (61.8%)
②ひとり親家庭等 実態調査	平成29年8月1 日（火）から 平成29年8月31 日（木）まで	平成29年7月末現在、ひ とり親家庭等手当受給資 格者324名		194 (59.9%)

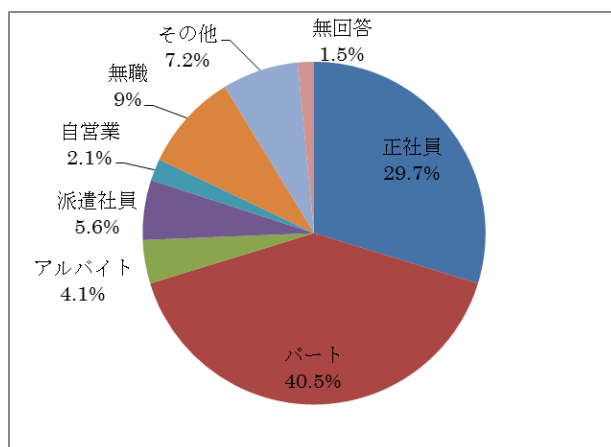
(3) アンケート調査の結果概要

ア 世帯の所得（手取り）について



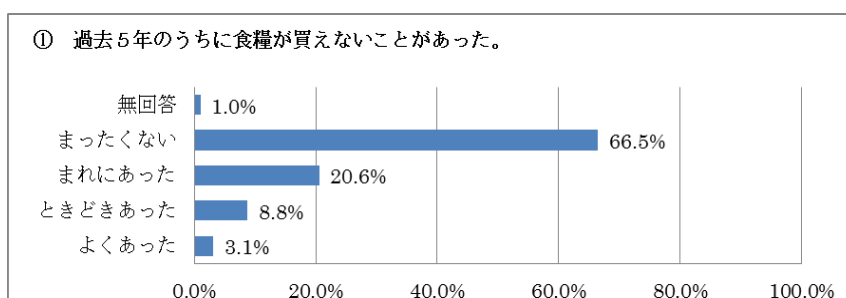
世帯の所得について、100万円～200万円未満が38.1%と最も多く、次いで200万円～300万円未満が29.4%、100万円未満が11.3%となっています。0円が5.2%あり、未就労者の生計維持方法については、ひとり親等手当や貯金によるとの回答が多くありました。

イ 現在の就労状況

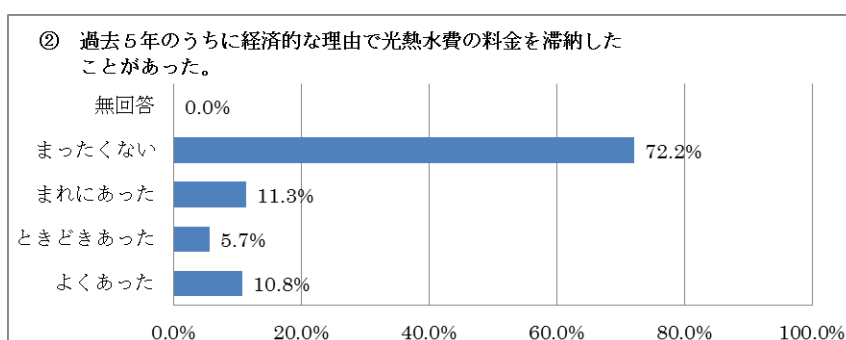


無職と回答した方が9%であることから比較的就労率は高いことが読み取れます。パートが40.5%と最も多く、非正規雇用であるアルバイトや派遣社員と合わせると全体の約半数に達しています。それに対して正社員は29.7%でした。

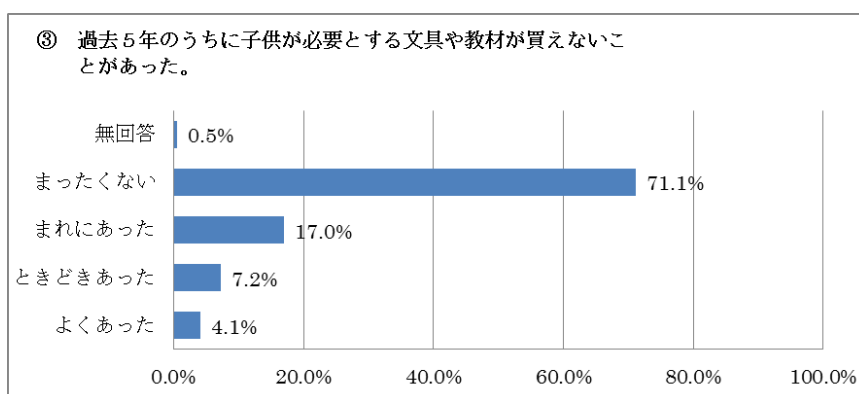
ウ 各家庭の経済状況について



食糧が買えないという経験の有無について、「まったくない」と回答した人が最も多い66.5%である一方で、32.5%の人が過去5年のうちに食糧が買えないという経験をしていることが読み取れます。

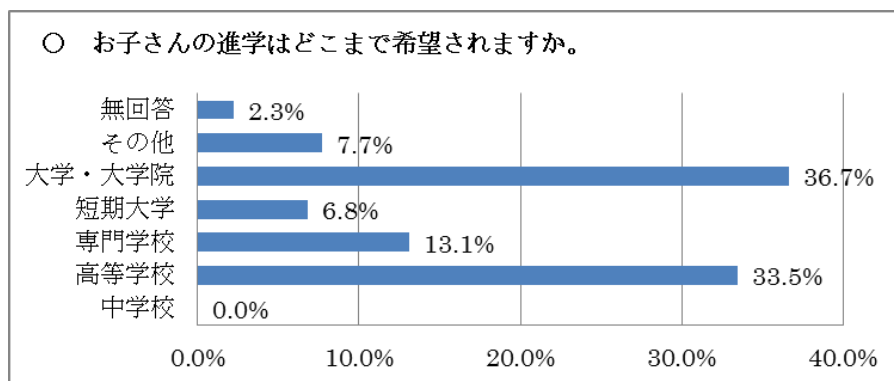


経済的な事情による光熱水費の料金の滞納の有無については、経験のある人の割合としては27.8%と比較的低いですが、「よくあった」が10.8%と他に比べ高いことが分かります。



学用品については、「まったくない」が71.1%で最も多く、次いで「まれにあった」が17%でした。

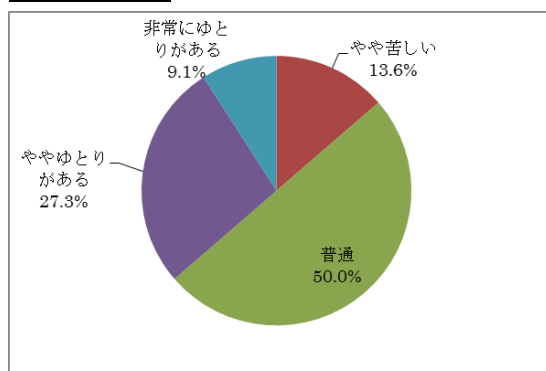
エ 子の進学について



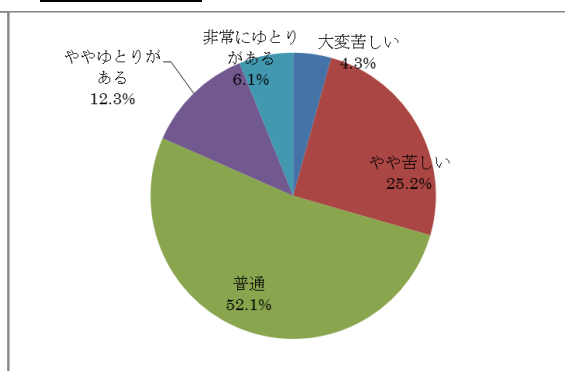
大学・大学院まで進学することを希望すると回答したのは 36.7%であり、次いで高等学校が 33.5%、専門学校が 13.1%となっています。大学・大学院と比べると短期大学までと回答した方は非常に少なく、6.8%でした。

オ 自身の子どもの頃の生活について

高所得世帯

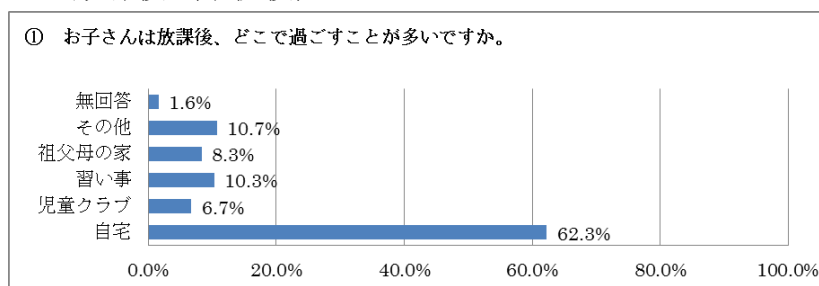


低所得世帯



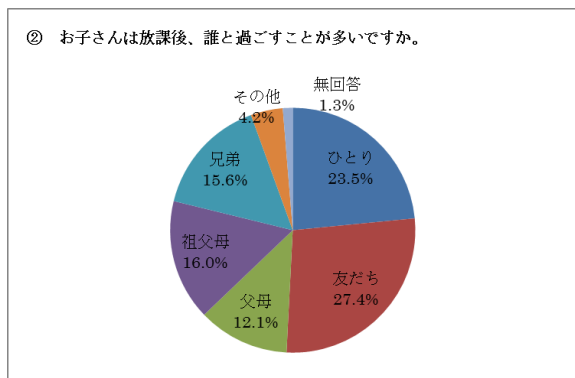
世帯収入が 200 万円未満を低所得世帯、200 万円以上を高所得世帯とし、それぞれ分析を行った所、高所得世帯で「やや苦しい」と回答したのは 13.6%でしたが、低所得世帯で「大変苦しい」と回答したのは 4.3%、「やや苦しい」は 25.2%と合わせて 29.5%でした。

カ 放課後（下校後）の過ごし方について

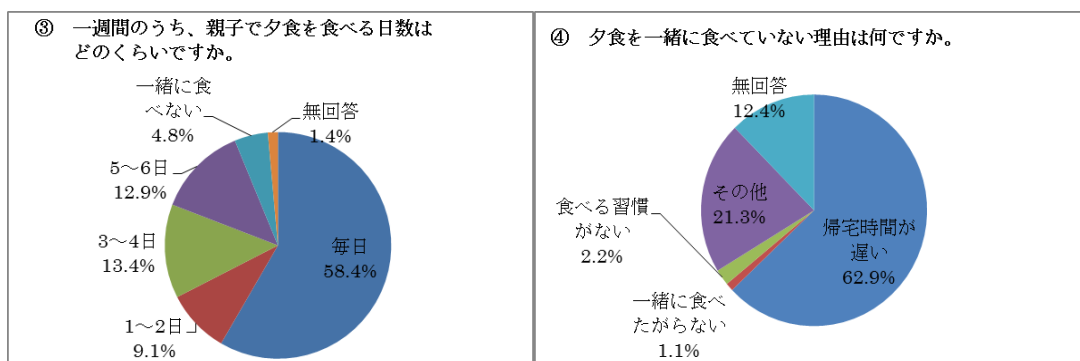


【資料4】

放課後、自宅で過ごす方が 62.3%と最も多く、次いで習い事が 10.3%でした。その他と答えた方の回答としては、アフタースクールやデイサービスなどが多くみられました。

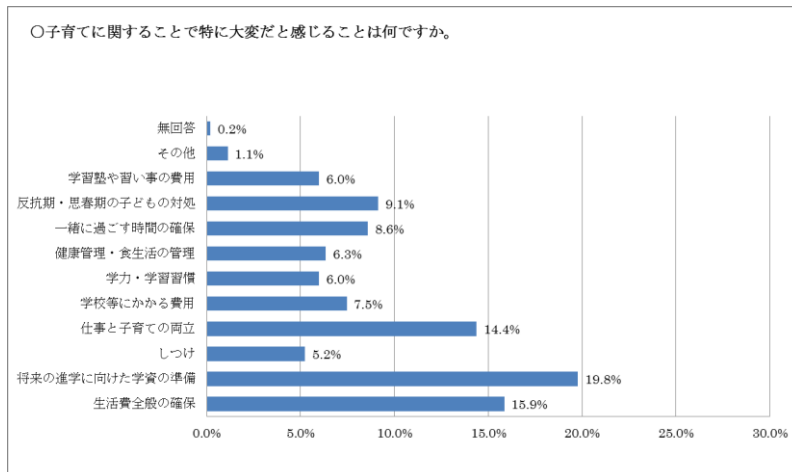


一緒に過ごす人については、友達が 27.4%と最も多いですが、ひとりで過ごすと答えた方が 23.5%と 2 番目に多いことが分かります。



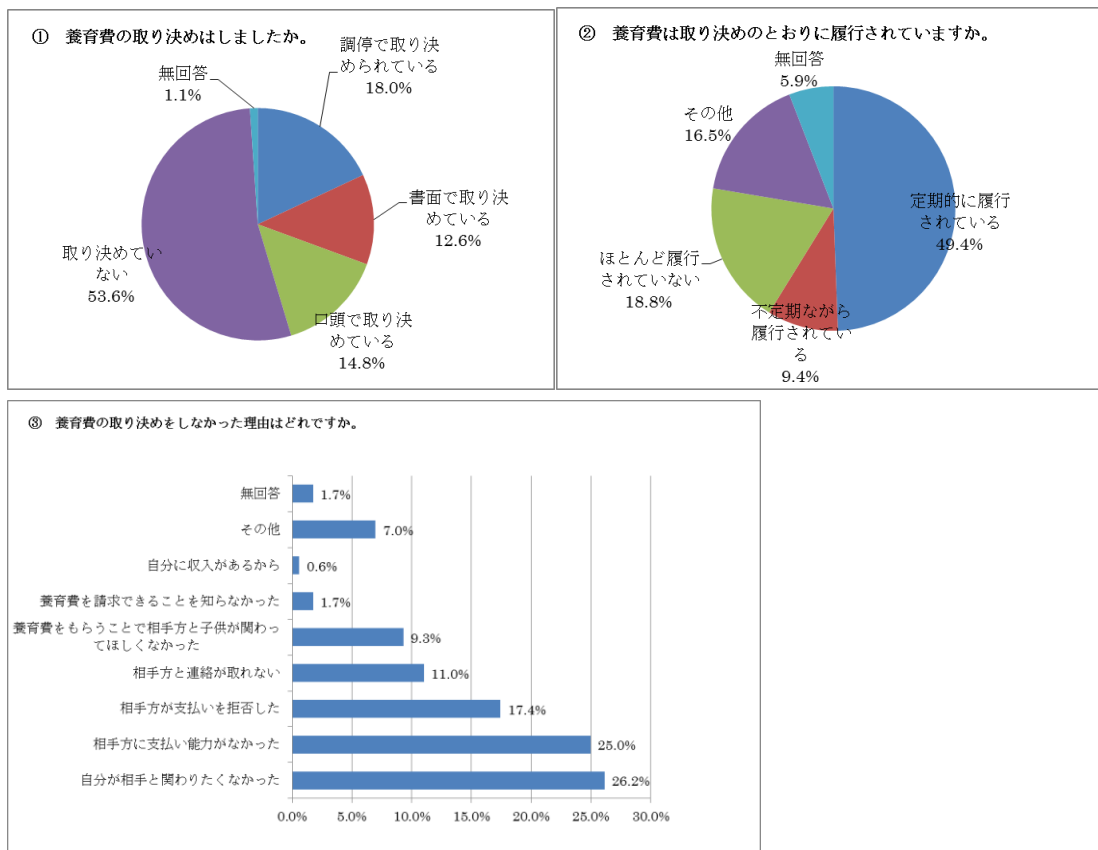
親子で夕食を食べている日数は、「毎日」が 58.5%となっています。週に 1 日でも一緒に食べていない日がある理由としては、「帰宅時間が遅い」が最も多く 62.9%でした。

キ 子育ての負担



「将来の進学に向けた学費の確保」が大変だと感じている方が最も多く19.8%でした。次いで、「生活費全般の確保」が15.9%となっており、多くの方が経済的な面での負担が大きいと感じていることが分かりました。また、「仕事と子育ての両立」についても14.4%の方が大変だと感じていることが読み取れます。

ク 養育費について



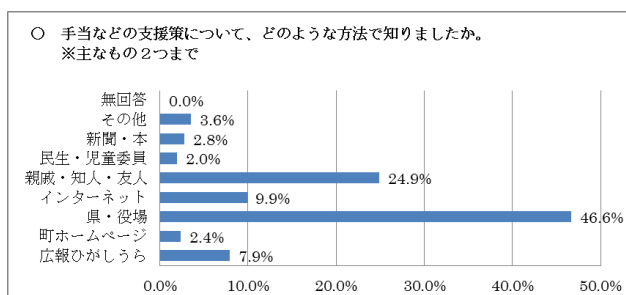
【資料4】

離婚または未婚のひとり親で養育費の取り決めをしているのは 45.4%であり、取り決め方法ごとの内訳としては調停が 18%、書面が 12.6%、口頭が 14.8%となっています。53.6%の方については養育費の取り決めはしていないということでした。また、取り決めた養育費の金額の平均は 39,037 円となっています。

取り決めをしていると回答された方で、「定期的に履行されている」と回答した人は 49.4%、「不定期ながら履行されている」方は 9.4%となっています。18.8%の人について「ほとんど履行されていない」と回答しています。

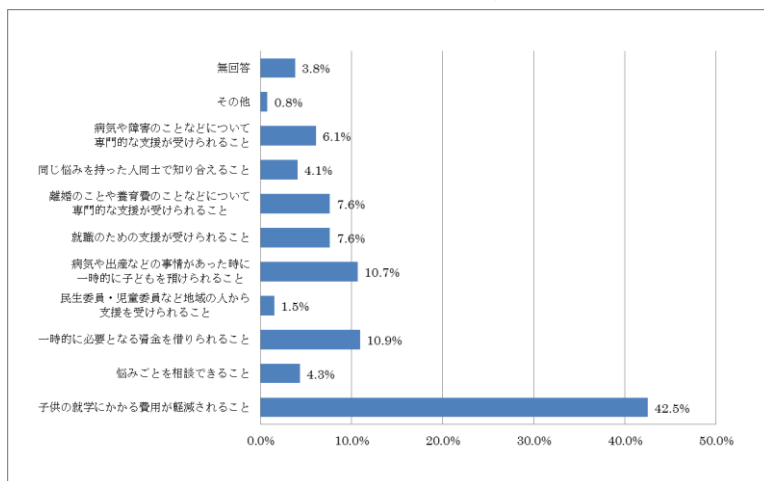
取り決めをしていないと回答された方が取り決めをしなかった理由については、「自分が相手方と関わりたくなかったため」が 26.2%、次いで「相手方に支払い能力がなかったため」が 25%、「相手方が支払いを拒否した」が 17.4%となっています。また、1.7%は「養育費が請求できることを知らなかった」と回答しています。

ケ 支援策の入手方法



県・役場で支援策を知った人が 46.6%と最も多く、次いで親戚・知人・友人からが 24.9%、インターネットが 9.9%でした。

コ 必要、重要であるとする支援



最も多くの方が必要、重要であるとする支援は「子供の就学にかかる費用が軽減されること」で42.5%、「一時的に必要な資金を借りられること」が10.9%、「病気や出産などの事情があった時に一時的に子どもを預けられること」が10.7%となっています。

また、「離婚や養育費について専門的な支援を受けたい」、「就職のための支援を受けたい」と考えている方がともに7.6%いることが分かりました。

3 まとめ

- 経済的な支援を必要としている家庭が非常に多いことから、すべての家庭が適切な支援を受けることができるよう、国・県・町で行っている各種制度に関する情報について分かりやすく発信していかなければなりません。
- 子どもが貧困に陥る背景には、家庭内の問題等の複雑な原因が多様に絡み合っていることが多くみられます。自己解決が困難である場合に相談できたり、当事者同士で情報共有できるような環境の整備が必要です。
- ひとり親世帯の所得が低い傾向にある理由として、就労していても非正規雇用であったり、子育ての負担が大きく両立が困難であるなどが考えられます。ひとり親世帯等が安定した収入を得て、自立した生活を送ることができるよう、子育ての支援をするとともに、就労に関する支援も積極的に行っていく必要があります。
- 離婚や未婚のひとり親について、養育費の取り決めをしている方が少なく、取り決めをしていたとしても何らかの事情で十分に履行されていないという現状があります。養育費を受け取ることは子どもの権利です。子どもの権利を守るためにも、ひとり親または今後ひとり親になることを考えている方へ養育費に関する専門的な知識が得られるような機会を提供していく必要があります。
- 親は子どもに対して十分な教育を受けてほしいと考えていても、経済的な理由によって子が進学を断念せざるを得ないケースも少なくありません。その結果、貧困の連鎖が起こってしまう可能性があります。よって、教育に関する経済的支援を幅広く行い、子どもたちが夢をあきらめることなく、チャレンジできるよう後押ししていかななくてはなりません。
- ひとり親世帯等では、平日から夜遅くまで子どもひとりで過ごし、夕食もひとりで食べている状況が多く見られます。子どもが安心して過ごせ

る場が不足していると考えられることから、公的サービスの利用や公共施設等の活用により、子どもの居場所を提供していく必要があります。

4 取組の方向性

子どもの生活や成長を第一に考え、子どもの教育・保育の機会が提供できるよう、様々な関係機関が連携して、総合的かつ切れ目のない支援を行います。また、ひとり親家庭等の自立促進を図るため、就労支援を始めとした生活の安定と向上のための「親への支援」に加え、子どもの将来の自立に向けた取り組みを支援する「子どもへの支援」を取り入れた総合的な支援を行います。